

## 会津大学産学連携推進委員会規程

(平成18年4月1日規程第20号)

(趣 旨)

**第1条** この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程第30条の規程に基づき、会津大学産学連携推進委員会（以下「委員会」という。）の運営方法等その他必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 産学連携の推進に関する事項
- (2) 知的財産の管理活用に関する事項
- (3) 産学イノベーションセンター（以下「センター」という。）の管理及び運営に関する事項
- (4) センターに関わる規程の制定又は改廃に関する事項
- (5) その他、センター全般に関する事項

(組 織)

**第3条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産学イノベーションセンター長（以下「センター長」という。）
- (2) 研究科長
- (3) 学生部長
- (4) 事務局長及びその他の部局長（前三号に掲げる者を除く）
- (5) その他センター長が指名する者。

(任 期)

**第4条** 前条第5号の委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期中に欠員の生じたときは、速やかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

**第5条** センター長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指定した者がその職務を代行する。

(議 決)

**第6条** 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(庶 務)

**第7条** 委員会に関する庶務は、産学イノベーションセンター事務長が総括する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。